

令和2年12月14日

指定医療機関各位

那覇市福祉事務所

第三者行為による診療報酬等について

平素より本市生活保護行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。
みだしのことについて、生活保護受給者が第三者行為を原因とする負傷等にあった場合の診療報酬等については、下記のとおりとなります。

ご留意のうえ、ご対応下さいますようお願いいたします。

記

- 1 第三者行為被害にあった場合、第一義的には、当該生活保護受給者が第三者から損害賠償金の支払いを受け、これをもって必要な医療を受けるべきものとなっております。自動車事故の場合は、自動車損害賠償保障法第5条に規定する自動車損害賠償責任保険若しくは自動車損害賠償責任共済、又は任意の対人賠償保険・共済による保険金又は共済金等の支払いが優先です。なお、加害者が支払い可能であれば、加害者から支払いを受けてください。
- 2 保護課と事前に調整を行い、第三者行為による診療報酬を医療扶助する決定がなされた場合のレセプトの請求については、診療報酬明細書の特記事項欄に必ず「第三」と記載してください。記載がない場合は、返戻の対象となる可能性がございます。また、第三者行為以外の骨折等の場合は、その理由(転倒による負傷等)のコメントを、摘要欄に記載してください。